平成２２年（フ）第９号
北海道小樽市幸４丁目25番２号、前住所静岡県榛原郡吉田町片岡1260番地の１
債務者　本間　　勉
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２０３号
茨城県牛久市栄町４丁目164番地カンフォート201
債務者　飯島　忠雄
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
茨城県牛久市田宮２―50―13　自立支援センターいこいハウス、住民票上の住所茨城県稲敷市沼田2692番地30
債務者　岡田二三男
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
茨城県稲敷市信太古渡544番地１
債務者　武藤　正俊
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２２年（フ）第６号
茨城県取手市桑原152番地１　遊和荘101号
債務者　雨宮　　愛
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第８９５３号
大阪府東大阪市森河内東１丁目11番４―502号
債務者　市川登志子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３８７号
大阪市平野区長吉長原東２丁目６番12―504号
債務者　中村美佐子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６４５号
大阪府豊中市末広町２丁目９番３―201号
債務者　武田商店こと　武田　正則
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６５４号
大阪府東大阪市横沼町３丁目２番14号　俊徳道ハイツ103号、事業所所在地大阪府東大阪市金岡２丁目16―10
債務者　うなぎ木万こと　坂野　幸司
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６８０号
大阪府八尾市南木の本２丁目５番地の９
債務者　西原　大策
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６８４号
大阪府東大阪市友井３丁目６番８号
債務者　西川　良一
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８０５号
大阪府東大阪市近江堂３丁目２番５―155号
債務者　八塚　眞次
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９４８号
大阪市生野区生野西２丁目２番４号
債務者　鈴木　順子（旧姓車）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０００４号
大阪府八尾市弓削町１丁目13番地
債務者　徳山佳愛子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１７３号
大阪市平野区背戸口３丁目４番14―504号
債務者　中峯　英希
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３０６号
大阪市平野区加美西１丁目13番36―410号
債務者　藤原　美香（旧姓廣石）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３５３号
大阪市城東区今福南４丁目10番４―209号
債務者　桜井　　克
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部